

【 施策体系の見直し案(変更部分のみ) 】

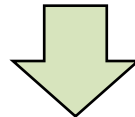
基本方向 No.1 : 「人」が輝くまちへ

分野 No.4 : 生涯学習・スポーツ

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	①	生涯学習拠点の整備とネットワーク化
02	生涯学習活動の振興	①	生涯学習内容の充実
		②	生涯学習の成果を生かした地域づくり
03	地域学習社会の形成	①	地域協働合校の展開
04	市民スポーツの 振興	①	スポーツの 普及促進
		②	スポーツに親しむ場の充実

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化	①	生涯学習拠点の整備とネットワーク化
02	生涯学習活動の振興	①	生涯学習内容の充実
		②	生涯学習の成果を生かした地域づくり
03	地域学習社会の形成	①	地域協働合校の展開
04	市民スポーツの 推進	①	スポーツの 発展と充実
		②	スポーツに親しむ場の充実

(基本方針)・・・方針名変更
スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、改正前までは、スポーツを奮い起こし、広めていくこととされていたが、改正後は、広めたものをより推し進める段階へと変わったため。

(施策)・・・施策名変更
上記の基本方針の変更に伴い、これまではスポーツを一般に広めることを目的としていたものが、これまで以上にスポーツに関する施策を発展・充実させる必要が生じたため。

基本方向 No.2 : 「安心」が得られるまちへ

分野 No.6 : 子ども・子育て

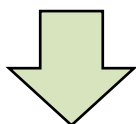
【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	母子保健等の充実	①	小児医療の充実支援
		②	母子保健サービスの充実
02	就学前教育・保育の充実	①	就学前教育の充実
		②	保育サービスの充実
		③	援助を要する子どもへの支援の充実
		④	保育所（園）・幼稚園の施設整備
03	放課後児童対策の充実	①	児童育成クラブの充実
		②	「放課後子ども教室」の展開
04	地域ぐるみの子ども・子育て支援	①	子ども・子育て支援、ネットワークの充実
		②	児童虐待の防止と早期発見・早期対応
		③	ひとり親家庭等への支援の充実
		④	子育てに伴う経済的負担の軽減

変更理由

(施策)・・・施策の移動・統合
草津市小児救急医療センターが平成23年4月に指定病院取消しにより業務を終了したことを受け、湖南広域休日急病診療所がこれまでセンターが担っていた役割の一部を担い、滋賀県湖南保健医療圏域での広域的な初期小児救急医療体制の再構築を目指すことになったため、小児医療の充実支援は、地域救急医療体制の充実支援に包含・統合する。

(施策)・・・施策の削除
「放課後子ども教室」については、平成23年度をもって終了したため、施策体系から削除する。



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	母子保健等の充実	①	母子保健サービスの充実
02	就学前教育・保育の充実	①	就学前教育の充実
		②	保育サービスの充実
		③	援助を要する子どもへの支援の充実
		④	保育所（園）・幼稚園の施設整備
03	放課後児童対策の充実	①	児童育成クラブの充実
04	地域ぐるみの子ども・子育て支援	①	子ども・子育て支援、ネットワークの充実
		②	児童虐待の防止と早期発見・早期対応
		③	ひとり親家庭等への支援の充実
		④	子育てに伴う経済的負担の軽減

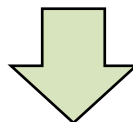
基本方向 No.2 : 「安心」が得られるまちへ

分野 No.11 : 生活安心

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	生活安定への支援	①	セーフティネットの充実
02	暮らしの安心の確保	①	市民相談業務の充実
		②	消費者保護対策の充実・消費者団体の育成
03	火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上	①	火葬場・墓地の適正管理
		②	公衆衛生の向上

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	生活安定への支援	①	セーフティネットの充実
02	暮らしの安心の確保	①	市民相談業務の充実
		②	消費者の自立支援・消費者団体の育成
03	火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上	①	火葬場・墓地の適正管理
		②	公衆衛生の向上

(施策)・・・施策名の変更
 今日までの消費者政策の基本的方向である「消費者保護」は、生産者に対する所管省庁の「規制」によって行うものとされてきたが、消費者基本法や消費者安全法の施行により、「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」をめざす取組みへと変わってきている。また、新たな「消費者基本計画」(平成22年3月閣議決定)においても同様の考え方が掲げられているため。

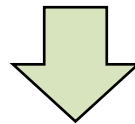
基本方向 No.3 : 「心地よさ」が感じられるまちへ

分野 No.13 : うるおい・景観

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	やすらぎ・憩いの環境づくり	①	公園・緑地の整備
		②	まちなみ緑化の推進
		③	水辺空間の活用
		④	草津川 廃川敷地 の活用
02	良好な景観の保全と創出	①	自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	やすらぎ・憩いの環境づくり	①	公園・緑地の整備
		②	まちなみ緑化の推進
		③	水辺空間の活用
		④	草津川 跡地 の活用
02	良好な景観の保全と創出	①	自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

(施策)・・・施策名の変更
草津川~~廃川~~後の名称については、現在は「草津川跡地」として取組みを進めているため。

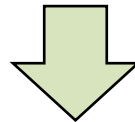
基本方向 No.3 : 「心地よさ」が感じられるまちへ

分野 No.14 : 環境

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	自然とともに生活する環境づくり	①	生態系の保全
		②	自然環境とふれあう機会の充実
02	環境学習の充実	①	環境学習の拠点づくり
		②	環境学習の内容充実
03	地球温暖化対策への貢献	①	様々な主体が参画するプラットフォームの構築
		②	省エネルギーと新エネルギー利用の推進
04	資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理	①	発生抑制・資源化の推進
		②	ごみの適正処理
		③	し尿の適正処理
		④	環境美化の推進
05	環境汚染・公害への適切な対策	①	環境汚染等の調査
		②	事業所等からの環境負荷対策

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	自然とともに生活する環境づくり	①	生態系の保全
		②	自然環境とふれあう機会の充実
02	環境学習の充実	①	環境学習の内容充実
03	低炭素社会への転換	①	様々な主体が参画するプラットフォームの構築
		②	省エネルギーと新エネルギー利用の推進
04	資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理	①	発生抑制・資源化の推進
05	環境汚染・公害への適切な対策	②	事業所等からの環境負荷対策

(施策)・・・施策の統合
現体系の2つの施策は、相互に密接に関連したものであり、施策の展開・評価等においても統合が望ましいため。

(基本方針)・・・基本方針名の変更
第2次環境基本計画における基本方針の一つである「低炭素社会への転換に統一するため。」

基本方向 No.3 : 「心地よさ」が感じられるまちへ

分野 No.16 : 上下水道

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	水の安定供給	①	上水道施設の整備・更新
		②	上水道施設の適切な維持管理
		③	水道事業の健全経営
02	汚水の適正処理	①	水洗化の促進
		②	下水道の整備と維持管理
		③	農業集落排水施設の維持管理

変更理由

(施策)・・・施策名の変更
 マニフェスト・ロードマップに基づき、「上水道、下水道、浄水場などのライフラインの耐震化」について取組むこととしているが、現体系では明確な位置付けがなされていないことから、「耐震化」を施策において明確にするため。

【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	水の安定供給	①	上水道施設の整備更新・耐震化
		②	上水道施設の適切な維持管理
		③	上水道事業の健全経営
02	下水道の安定基盤づくり	①	下水道施設の整備更新・耐震化
		②	下水道施設の適切な維持管理
		③	下水道事業の健全経営

(施策)・・・施策名の変更
 上水道事業における各施策名と文言を統一するため。

(施策)・・・施策名の変更
 上水道事業における各施策名と文言を統一するため。

(基本方針)・・・基本方針名の変更
 下水道事業は建設から本格的な維持管理の時代へ転換期を迎えることとなり、今後は、持続可能な経営基盤の構築と、災害時にも機能確保が可能となる下水道施設の耐震化を柱として、事業を推進していく必要があることから、第2期基本計画においては、「下水道の安定基盤づくり」を基本方針とする。

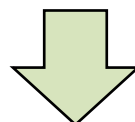
基本方向 No.4 : 「活気」があふれるまちへ

分野 No.19 : 商工観光

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	工業の振興	①	研究開発人材の連携と協働の基盤づくり
		②	研究開発を中心とした企業（機能）の誘致と集積促進
		③	ベンチャー企業の誘致と第二創業の支援
		④	中小企業の技術向上と経営革新の支援
02	商業の振興	①	「まちなか」商業の活性化
		②	小地域ごとの商業基盤の確保
03	観光の振興	①	観光資源の開発と草津ブランドの活用促進
		②	出会いとふれあいの魅力の発信
04	勤労者福祉の増進	①	勤労者への支援

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	工業の振興	①	研究開発人材の連携と協働の基盤づくり
		②	付加価値の高い商品を製造する企業（機能）の誘致と集積促進
		③	ベンチャー企業の誘致と第二創業の支援
		④	中小企業の技術向上と経営革新の支援
02	商業の振興	①	「まちなか」商業の活性化
		②	小地域ごとの商業基盤の確保
03	観光の振興	①	観光資源の開発と草津ブランドの活用促進
		②	出会いとふれあいの魅力の発信
04	勤労者福祉の増進	①	勤労者への支援

(施策)・・・施策名の変更
 「研究開発を中心とした企業」に限定せず、
 より広い意味で捉え、市内産業の発展に寄
 与しうる成長性のある「付加価値の高い商品
 を製造する企業」とする。(研究開発も含
 む。)

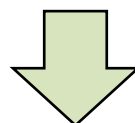
基本方向 No.4 : 「活気」があふれるまちへ

分野 No.20 : コミュニティ・市民自治

【現体系】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	地域コミュニティ活動の活性化	①	地域コミュニティ活動の活性化の支援
02	市民活動の活性化	①	市民活動の活性化の支援
03	市民主体のまちづくりを支援する体制の充実	①	市民活動支援拠点の充実とネットワーク
		②	パートナーシップによるまちづくりの推進

変更理由



【変更案】

基本方針No.	基本方針名	施策No.	施策名
01	地域コミュニティ活動の活性化	①	地域コミュニティ活動の活性化の支援
02	市民活動の活性化	①	市民活動の活性化の支援
03	市民自治の確立	①	市民自治の確立のための環境整備

(施策)・・・施策の統合
基本方針の変更に伴い、行政が「支援」する部分と「確立」するための整備体制の施策に整理した。

(基本方針)・・・基本方針名の変更
まちづくり協議会の発足、ならびに市民まちづくり提案事業の実施により、地縁・テーマ型組織が主体的に進める公益活動の姿が明らかになりつつあることから、「市民主体のまちづくりを支援する体制の充実」から「市民自治の確立」へと段階を進め、持続可能な基盤整備を図る。